資料4

しまくとぅば次世代実践方針検討委員会で検討する教育体系の枠組及び名称について

1. 学習指導要領から構成される学校教育の体系
2. 「日本語教育の参照枠」における体系
3. 教科ではない学校教育法施行規則で規定される金融経済教育における体系
4. 3体系の比較
5. しまくとぅば教育（仮）の検討事項

1.学習指導要領等から構成される学校教育の体系

学習指導要領は、教育基本法及び学校教育法に示された教育の目的・目標や、学校教育法施行規則に定められた教育課程の構成・標準授業時数等を踏まえ、各学校が教育課程を編成・実施するための具体的な基準を示したものです。

学習指導要領は、教育課程全体に共通する基本的な考え方を示す「総則」と、「各教科等」から構成され、各教科等では、育成を目指す資質・能力を踏まえた「目標」「内容」「指導計画の作成と内容の取扱い」等が示されています。

【位置づけと各法令】

学習指導要領の位置づけ・内容	関連する法令等
①教育の目的・理念・目標	教育基本法
②学校教育・各学校種の目的、目標など	学校教育法
③教育課程の構成、教科、標準授業時間数など	学校教育法施行規則
④教育課程構成、各教科等の目標・内容、指導上の基本事項など	学習指導要領
⑤学校指導要領の趣旨・内容を詳しく説明	学習指導要領解説
⑥学習指導要領等を踏まえて学校が具体的に編成	各学校の教育課程

【学習指導要領の構成（小学校の例）】

学習指導要領は、「総則」と各教科等で構成されています。

構成	主な内容
第1章　総則	・教育課程の基本的な考え方（育成を目指す資質・能力の三つの柱、カリキュラム・マネジメントの充実　等） ・教育課程の編成に関する基本的事項 ・教育課程の実施に関する基本的事項（学習指導、児童の発達の支援、指導計画の作成　等） ・学習評価に関する基本的事項 ・学校運営上の留意事項　等
第2章　各教科	国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語
第3章　特別の教科　道徳	道徳科の目標、内容、指導計画の作成と内容の取扱い
第4章　外国語活動	外国語活動の目標、内容、指導計画の作成と内容の取扱い
第5章　総合的な学習の時間	目標、各学校において定める目標及び内容、指導計画の作成と内容の取扱い
第6章　特別活動	目標、各活動・学校行事の目標及び内容、指導計画の作成と内容の取扱い

参考：小学校学習指導要領（平成29年告示）解説　総則編　平成29年

2.「日本語教育の参照枠」における体系

○「日本語教育の参照枠」とは

CEFR(ヨーロッパ言語共通参照枠)を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組みです。
文化庁が令和3年10月に作成しました。

○目的

「日本語教育の参照枠」は、国内外における日本語教育の質の向上を通して、共生社会の実現に寄与することを目的としています。(報告「日本語教育の参照枠」検討の経緯」)

○目標

日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするための、日本語教育に関わる全ての人が参照できる、日本語学習、教授、評価のための枠組みである。(その後具体的な効果を、①社会、②行政機関、③教育機関・日本語教師、④試験機関、⑤日本語学習者で示している)

日本語教育の参照枠における言語教育観の柱

1 日本語学習者を社会的存在として捉える

学習者は、単に「言語を学ぶ者」ではなく、「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」である。言語の習得は、それ自体が目的ではなく、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮できるようになるための手段である。

2 言語を使って「できること」に着目する

社会の中で日本語学習者が自身の言語能力をより生かしていくために、言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。

3 多様な日本語使用を尊重する

各人にとって必要な言語活動が何か、その活動をどの程度遂行できることが必要か等、目標設定を個別に行うことを重視する。母語話者が使用する日本語の在り方を必ずしも規範、最終的なゴールとはしない。

参考:文化庁「日本語教育の参照枠」報告　文化審議会国語分科会　令和3年

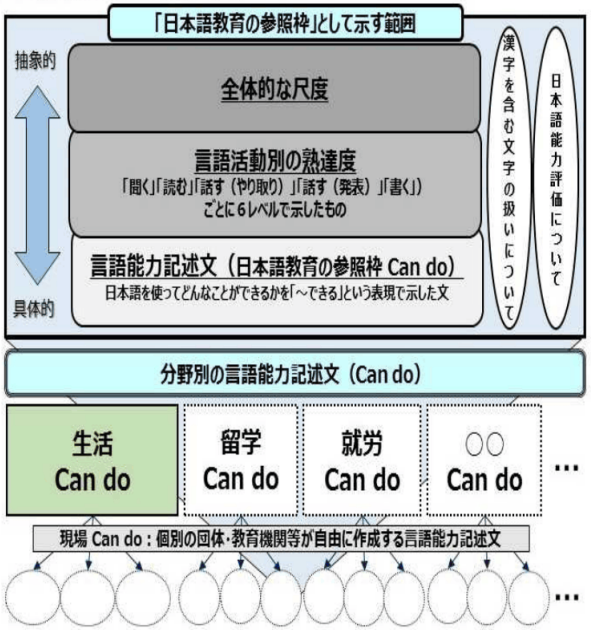
「日本語教育の参照枠」の概要

「日本語教育の参照枠」とは
ＣＥＦＲ（ヨーロッパ言語共通参照枠）*を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。文化審議会国語分科会日本語教育小委員会で令和元年から検討を開始し、国民の意見募集を経て、令和2年11月に一次報告、令和3年3月に二次報告を取りまとめた。
令和3年度最終報告を取りまとめるとともに、活用のための手引き等や「生活Can do」を作成予定。

＊ＣＥＦＲとは
ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR: Common European Framework of Reference for Languages）は、欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開された。現在では40もの言語で翻訳されている。また、CEFR は言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。

「日本語教育の参照枠」

1.「日本語教育の参照枠」の全体像



2. 日本語能力評価について

- 「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の理念
  - ①生涯にわたる自律的な学習の促進
  - ②学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用促進
  - ③評価基準と評価手法の透明性の確保
- 「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価の考え方（事例）
- 日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示す方法
- 社会的ニーズに応える適切な日本語能力判定の在り方について

全体的な尺度（抜粋）

日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

熟達した言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテクストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
自立した言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテクストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテクストを作ることができる。
基礎段階の言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

・各レベルについての説明は、 CEFR日本語版（追補版） の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

5つの言語活動

（言語活動別の熟達度を示す）

聞くこと　読むこと
話すこと（やりとり）　話すこと（発表）　書くこと



期待される効果

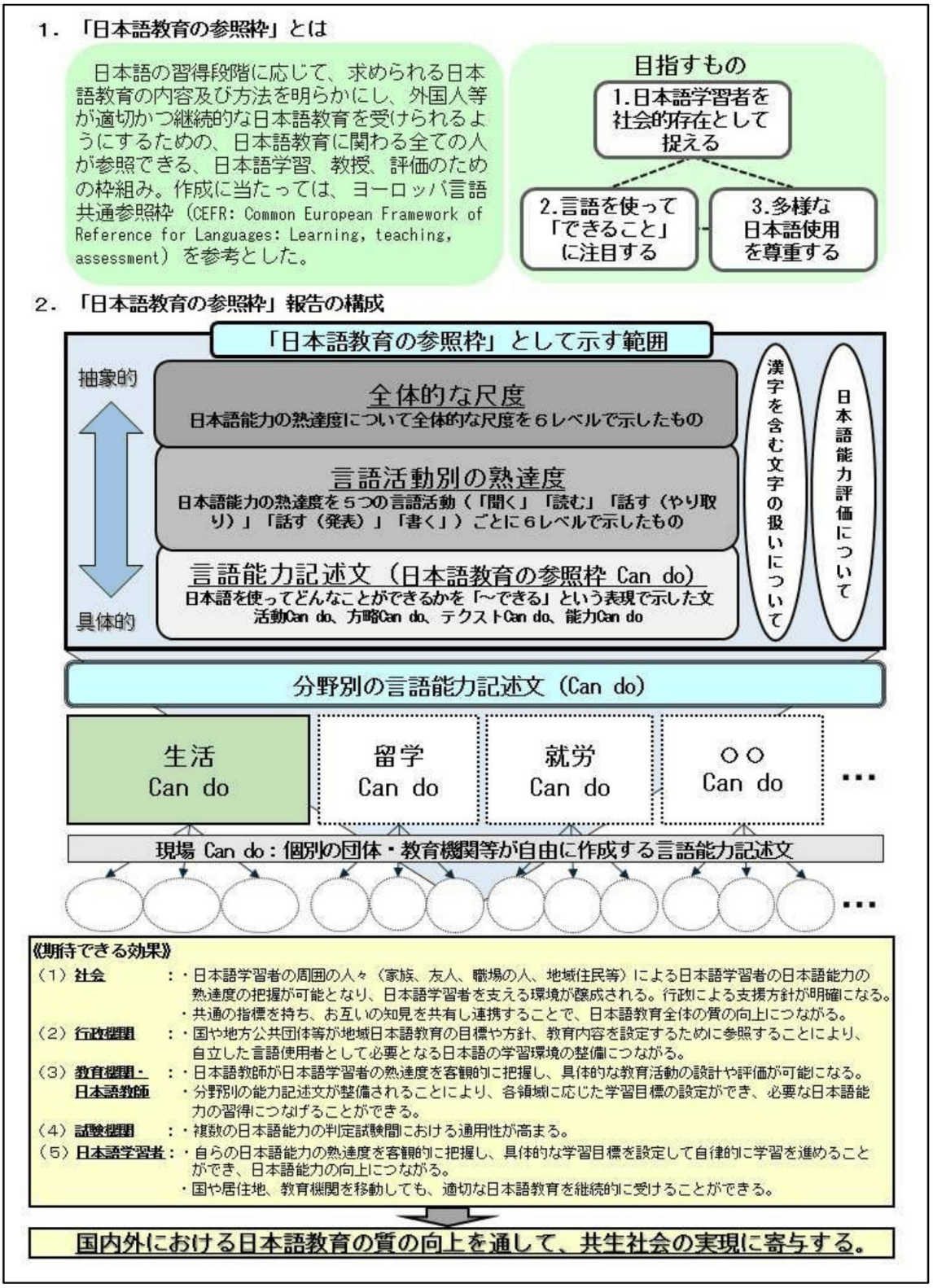
- 国内外共通の指標・包括的な枠組みが示されたことにより国や教育機関を移動しても継続して適切な日本語教育を受けることができる。
- 生活・就労・留学等の分野別の能力記述文（Can do）が開発され、生活者・就労者・留学生等に対する具体的かつ効果的な教育・評価が可能になる。
- 日本語能力が求められる様々な分野で共通の指標に基づく評価が可能となり、試験間の通用性が高まる。
- 適切な日本語能力判定の在り方が示されたことにより試験の質の向上が図られる。

国内外における日本語教育の質の向上を通して、共生社会の実現に寄与する。

出典：文化庁「日本語教育の参照枠」関連資料

2.「日本語教育の参照枠」における体系　＜参考資料＞

図１：「日本語教育の参照枠」の構成



出典：文化庁「日本語教育の参照枠」関連資料

4 言語活動別の熟達度

段階	レベル	理解すること		話すこと		書くこと
		聞くこと	読むこと	やり取り	発表	書くこと
熟達した言語使用者	C2	生であれ放送されたものであれ、自然な速さで話されても、その話し方の癖に慣れる時間の余裕があれば、どんな種類の話し言葉も、難なく理解できる。	抽象的で、構造的にも言語的にも複雑な、例えばマニュアルや専門的記事、文学作品のテクストなど、事実上あらゆる形式で書かれた言葉を容易に読むことができる。	慣用表現、口語体表現をよく知っていて、いかなる会話や議論でも努力しないで加わることができる。 自分を流ちょうに表現し、詳細に細かい意味のニュアンスを伝えることができる。 表現上の困難に出合っても、周りの人がそれにほとんど気が付かないほどに修正し、うまく繕うことができる。	状況にあった文体で、はっきりとすらすらと流ちょうに記述や論述ができる。 効果的な論理構成によって聞き手に重要点を把握させ、記憶にとどめさせることができる。	明瞭な、流ちょうな文章を適切な文体で書くことができる。 効果的な論理構造で事情を説明し、その重要点を読み手に気付かせ、記憶にとどめさせるように、複雑な内容の手紙、レポート、記事を書くことができる。 仕事や文学作品の概要や評を書くことができる。
	C1	たとえ構成がはっきりしなくて、関係性が暗示されているに過ぎず、明示的でない場合でも、長い話が理解できる。 特別の努力なしにテレビ番組や映画を理解できる。	長い複雑な事実に基づくテクストや文学テクストを、文体の違いを認識しながら理解できる。 自分の関連外の分野での専門的記事も長い技術的説明書も理解できる。	言葉を殊更探さずに流ちょうに自然に自己表現ができる。 社会上、仕事上の目的に合った言葉遣いが、意のままに効果的にできる。 自分の考えや意見を正確に表現でき、自分の発言を上手に他の話し手の発言に合わせることができる。	複雑な話題を、派生的話題にも立ち入って詳しく論ずることができ、一定の観点を展開しながら、適切な結論でまとめ上げることができる。	適当な長さで幾つかの視点を示して、明瞭な構成で自己表現ができる。 自分が重要だと思う点を強調しながら、手紙やエッセイ、レポートで複雑な主題を扱うことができる。 読者を念頭に置いて適切な文体を選択できる。
自立した言語使用者	B2	長い会話や講義を理解することができる。また、もし話題がある程度身近な範囲であれば、議論の流れが複雑であっても理解できる。 大抵のテレビのニュースや時事問題の番組も分かる。 共通語の映画なら、大多数は理解できる。	筆者の姿勢や視点が出ている現代の問題についての記事や報告が読める。 現代文学の散文は読める。	流ちょうに自然に会話をすることができ、熟達した日本語話者と普通にやり取りができる。 身近なコンテクスト(文脈・背景)の議論に積極的に参加し、自分の意見を説明し、弁明できる。	自分の興味関心のある分野に関連する限り、幅広い話題について、明瞭で詳細な説明をすることができる。 時事問題について、いろいろな可能性の長所、短所を示して自己の見方を説明できる。	興味関心のある分野内なら、幅広くいろいろな話題について、明瞭で詳細な説明文を書くことができる。 エッセイやレポートで情報を伝え、一定の視点に対する支持や反対の理由を書くことができる。 手紙の中で、事件や体験について自分にとっての意義を中心に書くことができる。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、明瞭で共通語による話し方の会話なら要点を理解することができる。 話し方が比較的ゆっくり、はっきりとしているなら、時事問題や、個人的若しくは仕事上の話題についても、ラジオやテレビ番組の要点を理解することができる。	非常によく使われる日常言語や、自分の仕事関連の言葉で書かれたテクストなら理解できる。 起こったこと、感情、希望が表現されている私信を理解できる。	当該言語圏の旅行中に最も起こりやすい大抵の状況に対処することができる。 例えば、家族や趣味、仕事、旅行、最近の出来事など、日常生活に直接関係のあることや個人的な関心事について、準備なしで会話に入ることができる。	簡単な方法で語句をつないで、自分の経験や出来事、夢や希望、野心を語ることができる。 意見や計画に対する理由や説明を簡潔に示すことができる。 物語を語ったり、本や映画のあらすじを話し、それに対する感想・考えを表現できる。	身近で個人的に関心のある話題について、つながりのあるテクストを書くことができる。 私信で経験や印象を書くことができる。
基礎段階の言語使用者	A2	(ごく基本的な個人や家族の情報、買い物、近所、仕事などの)直接自分につながりのある領域で最も頻繁に使われる語彙や表現を理解することができる。 短い、はっきりとした簡単なメッセージやアナウンスの要点を聞き取れる。	ごく短い簡単なテクストなら理解できる。 広告や内容紹介のパンフレット、メニュー、予定表のようなものの中から日常の単純な具体的に予測が付く情報を取り出せる。 簡単で短い個人的な手紙は理解できる。	単純な日常の仕事の中で、情報の直接のやり取りが必要ならば、身近な話題や活動について話合いができる。 通常は会話を続けていくだけの理解力はないのだが、短い社交的なやり取りをすることはできる。	家族、周囲の人々、居住条件、学歴、職歴を簡単な言葉で一連の語句や文を使って説明できる。	直接必要のある領域での事柄なら簡単に短いメモやメッセージを書くことができる。 短い個人的な手紙なら書くことができる:例えば礼状など。
	A1	はっきりとゆっくり話してもらえれば、自分、家族、すぐ周りの具体的なものに関する聞き慣れた語やごく基本的な表現を聞き取れる。	例えば、掲示やポスター、カタログの中のよく知っている名前、単語、単純な文を理解できる。	相手がゆっくり話し、繰り返したり、言い換えたりしてくれて、また自分が言いたいことを表現するのに助け船を出してくれるなら、簡単なやり取りをすることができる。 直接必要なことやごく身近な話題についての簡単な質問なら、聞いたり答えたりできる。	どこに住んでいるか、また、知っている人たちについて、簡単な語句や文を使って表現できる。	新年の挨拶など短い簡単な葉書を書くことができる。 例えばホテルの宿帳に名前、国籍や住所といった個人のデータを書き込むことができる。

○「日本語教育の参照枠」では、言語活動別の熟達度について、ＣＥＦＲに掲載されている「共通参照レベル：自己評価表」に準じたレベル及び言語能力記述文を設定する。
レベルと言語活動の軸は「日本語教育の参照枠：全体的な尺度に合わせて転換した。翻訳については、ＣＥＦＲ日本語版（2014 年追補版）の訳文を基にし、ＣＥＦＲ補遺版を参考に一部修正を加えた。

出典:文化庁「日本語教育の参照枠」関連資料

2.「日本語教育の参照枠」における体系　＜参考資料＞

5　活動 Can do 一覧

○　下の表はＣＥＦＲ[17]で公開されている五つの言語活動別の言語能力記述文（活動 Can do）の一覧である。それぞれの言語能力記述文は、カテゴリーと共に示した。なお、翻訳については、ＣＥＦＲ日本語版（2014 年追補版）[18]の訳文を基にし、ＣＥＦＲ補遺版[19]を参考に一部修正を加えた。★印は量的検証による困難度が適正であると判断された代表項目（118 項目）である。

	理解すること
	聞くこと
C2	(1)【包括的な聴解】★ 熟達した日本語話者にかなり速いスピードで話されても、生であれ、放送であれ、どんな種類の話し言葉も実質的に容易に理解できる。 (2)【聴衆の一人として生で聞くこと】★ 口語表現や方言的な慣用表現、なじみの薄い専門用語を利用した専門の講義やプレゼンテーションを理解できる。
C1	(1)【包括的な聴解】★ 特に耳慣れない話し方をする話者の場合には、時々細部を確認しなければならない場合があるが、自分の専門外の抽象的で複雑な話題についての長い発話にも十分に付いていける。 (2)【包括的な聴解】★ 幅の広い慣用表現や口語体表現が理解できる。言語使用域の移行を正しく認識できる。 (3)【包括的な聴解】★ 構造がはっきりしていない場合、または内容の関係性が暗示されているだけで、明示的でない場合でも、長い発話を理解できる。 (4)【他の話者同士の対話の理解】★ 抽象的で複雑、かつ未知の話題でも、グループ討議やディベートでの第三者間の複雑な話合いを容易に理解できる。 (5)【聴衆の一人として生で聞くこと】 大抵の講義、議論、ディベートが比較的容易に理解できる。 (6)【広報・アナウンスや指示を聞くこと】★ 例えば、駅やスポーツ・スタジアムのような所での、聞き取れないほど音質が悪い、ゆがみのあるアナウンスから、特定の情報を引き出すことができる。 (7)【広報・アナウンスや指示を聞くこと】 取扱い説明やごく身近な製品説明やサービスについての複雑な専門的情報が理解できる。 (8)【音声メディアや録音を聞くこと】★ 幾つか共通語どおりではない表現があっても、録音され、放送された広範囲な音声素材を理解できる。事柄に対する話し手の、言葉に表れない姿勢や、話し手の間の関係など、細かい点が聞き取れる。 (9)【テレビや映画を見ること】 相当数の俗語や慣用表現のある映画が理解できる。

出典：文化庁「日本語教育の参照枠」関連資料

金融経済教育研究会・報告書の概要（平成25年4月30日）

【金融経済教育の意義・目的～公正で持続可能な社会の実現～】

生活スキルとしての金融リテラシー	健全で質の高い金融商品の供給を促す金融リテラシー	我が国の家計金融資産の有効活用につながる金融リテラシー
➢現代社会では、金融との関りを持つことは避けられない状況。 ➢社会人として経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくためには、生活設計の習慣化と金融商品を適切に利用選択する知識・判断力が重要。	➢利用者保護の実現には、政府による規制だけでは限界。また、過度な規制は、金融機関のイノベーションを阻害するおそれ。 ➢利用者の金融商品を選別する目が確かになれば、より良い金融商品の普及も期待。	➢約1500兆円の家計金融資産の過半は現預金。分散・長期投資のメリットについての理解が十分でないこともその要因。 ➢家計の中長期の分散投資が促進されれば、成長分野への持続的な資金供給に資する効果。

【金融経済教育の今後の進め方】

学校段階、社会人・高齢者段階でこれまで様々な金融経済教育が行われているが、今後は、以下を踏まえて推進。

1．身につけるべき金融リテラシー

（1）行動面の重視

知識の習得に加え、健全な家計管理・生活設計の習慣化、金融商品の適切な利用選択に必要な着眼等の習得、必要な場合のアドバイスの活用など行動面を重視。

（2）最低限習得すべき金融リテラシーの共有

金融経済教育の効率的・効果的な推進のため、最低限習得すべき金融リテラシー（4分野・15項目（別紙））を関係者で共有。

（3）体系的な教育内容のスタンダードの確立

年齢別・分野別の教育内容について、体系的にとりまとめた、より詳細なスタンダードを確立。

2．金融経済教育の対象者

・学校における取組みの定着とともに、社会人・高齢者に、より焦点を当てて推進。

3．各分野の取組み内容

（1）学校段階における取組みの推進

①小・中・高等学校

・社会科・公民科での教育に加え、家庭科における家計管理・生活設計の教育を充実。

②大学

・金融経済教育の推進の検討。

（2）社会人・高齢者段階における取組みの推進

①確定拠出年金加入者への投資教育の充実

・継続的な投資教育の実施・内容の充実。

②自治体における取組みの推進

・「消費者教育推進法」に基づき、今後政府で策定する「基本方針」に金融経済教育を位置付け。

③業界団体・各金融機関等による取組み

・重要な担い手であり、引き続き積極的な取組みを期待。

④予防的・中立的なアドバイスの提供

・トラブルの発生を事前に防ぐため、予防的なアドバイスの提供を充実。

（3）金融経済教育を担う人材の育成

質の高い金融経済教育の提供を行うため、現場で教育を担う人材を育成。

（4）金融商品にかかる情報提供の充実

金融商品について、中立的機関による情報提供の充実。

4．金融経済教育の推進を図る手段

（1）金融経済教育の推進体制

・金融庁を中心とする関係当局がより積極的に役割を果たすことが必要。

・その際、金融広報中央委員会のネットワークを活用し推進していく場（「**金融経済教育推進会議**（仮称）」）を設置。

・その場では、無駄や隙間を生じさせないよう、適切な役割分担を行うことにより、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理。

【取組むべき課題】

・最低限習得すべき金融リテラシーの具体化。

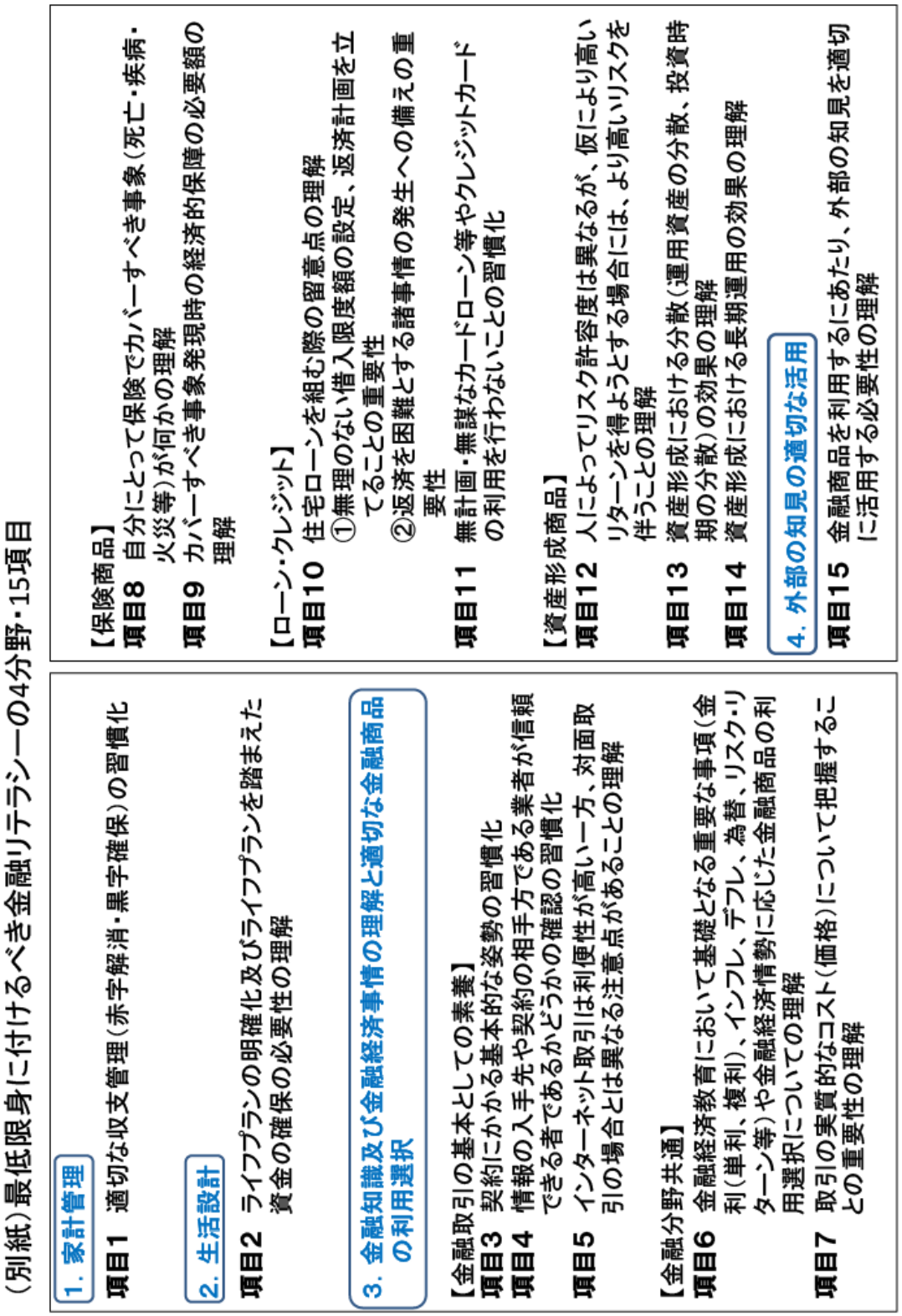
・年代別にどのような順序で教えるべきか整理・体系化。

・関係当局・関係団体等のウェブサイトを相互にリンクを張り、利用者が容易かつ網羅的にアクセスできる情報提供体制を構築。

（2）効果測定の定期的な実施

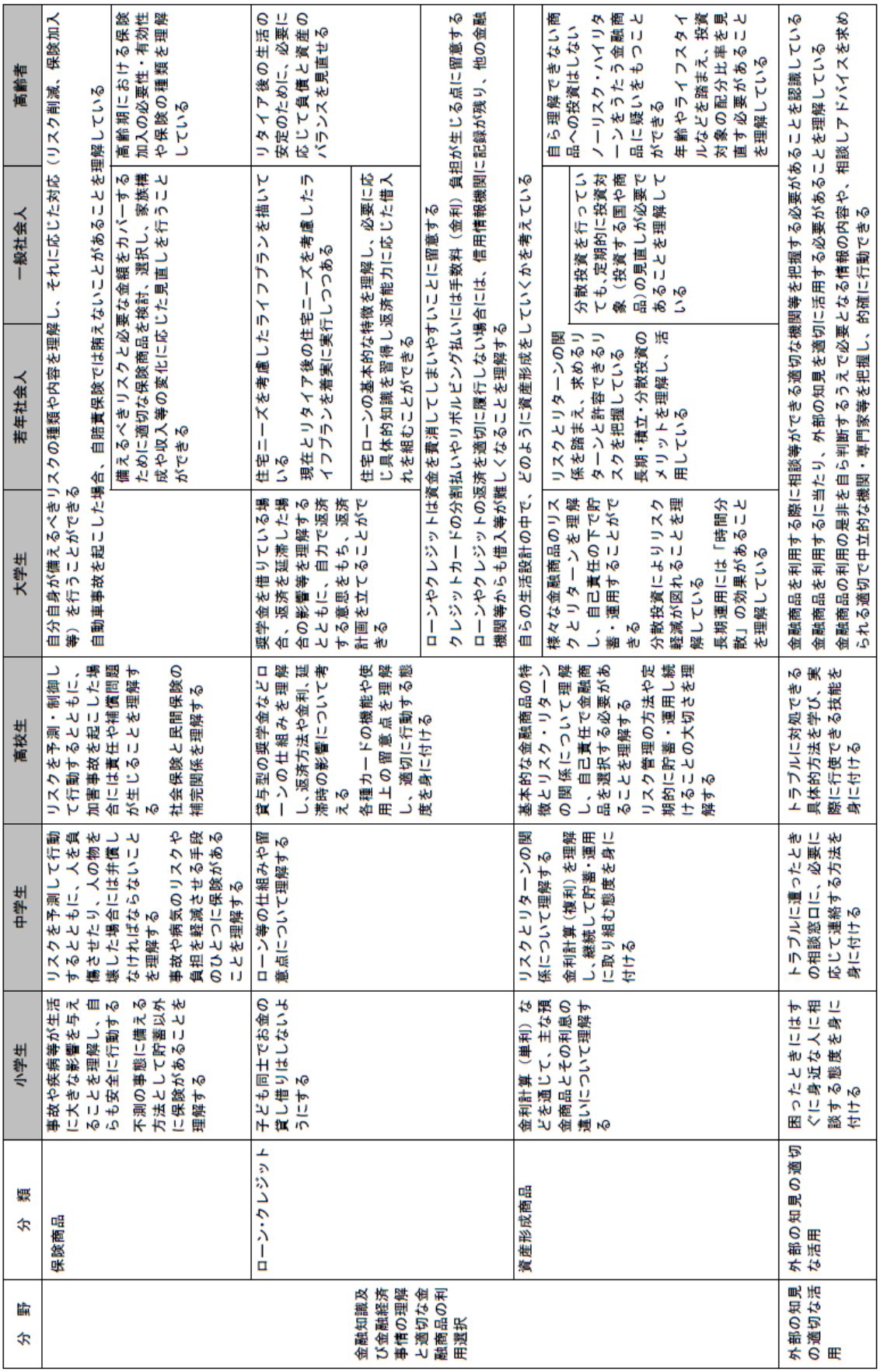
国民への金融経済教育の定着度合を測るため、金融広報中央委員会の「金融力調査」を活用。

3. 教科ではない金融経済教育における体系＜参考資料＞



参考：金融経済教育研究会・報告書の概要（平成25年4月）

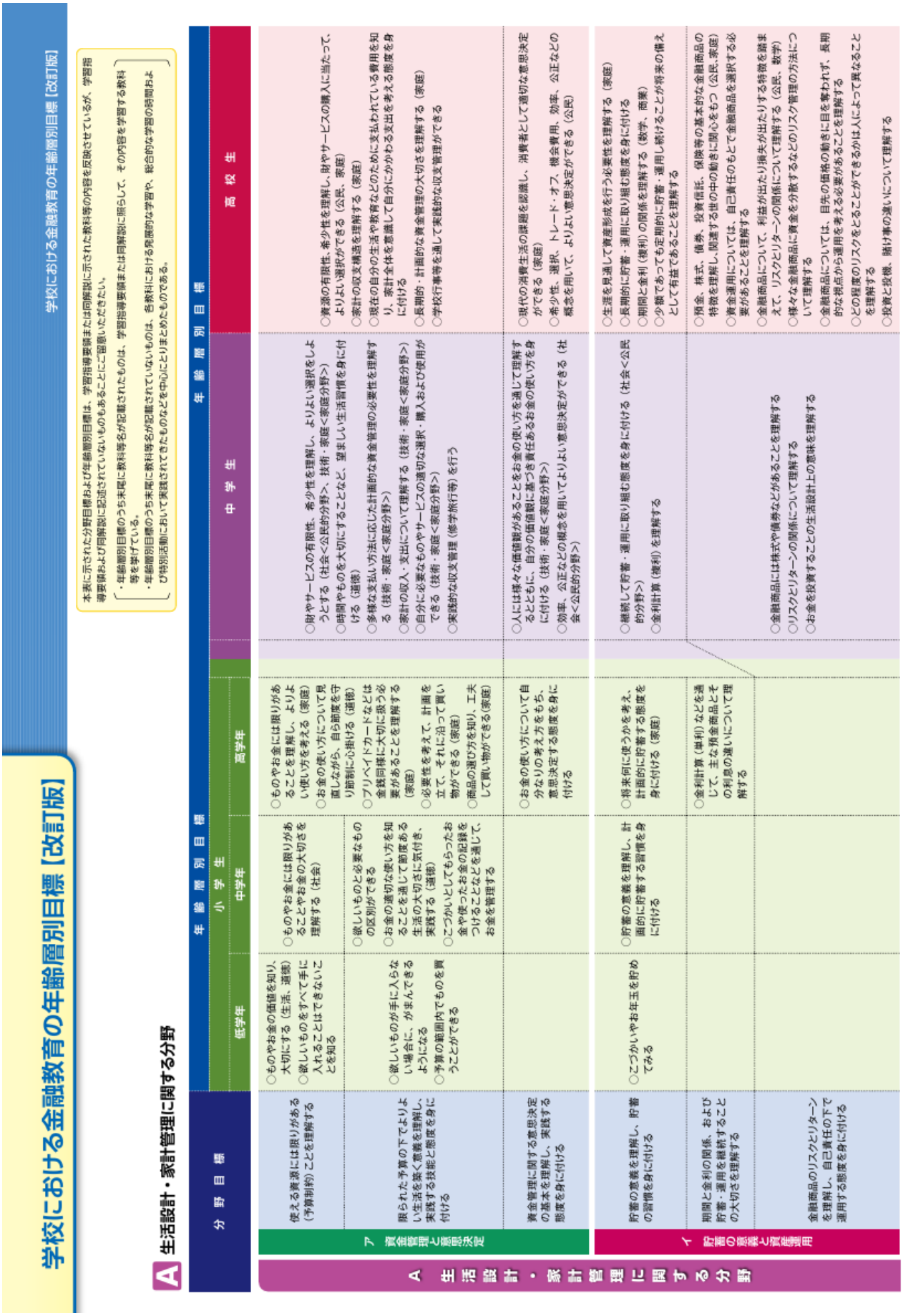
3. 教科ではない金融経済教育における体系＜参考資料＞



分野	分類	小学生	中学生	高校生	大学生	若年社会人	一般社会人	高齢者
金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択	保険商品	事故や疾病等が生活に大きな影響を与えることを理解し、自らも安全に行動する 不測の事態に備える方法として貯蓄以外に保険があることを理解する	リスクを予測して行動するとともに、人を負傷させたり、人の物を壊した場合には弁償しなければならないことを理解する 事故や病気のリスクや負担を軽減させる手段のひとつに保険があることを理解する	リスクを予測・制御して行動するとともに、加害事故を起こした場合には責任や補償問題が生じることを理解する 社会保険と民間保険の補完関係を理解する	自分自身が備えるべきリスクの種類や内容を理解し、それに応じた対応（リスク削減、保険加入等）を行うことができる 自動車事故を起こした場合、自賠責保険では賄えないことがあることを理解している	備えるべきリスクと必要な金額をカバーするために適切な保険商品を検討、選択し、家族構成や収入等の変化に応じた見直しを行うことができる		高齢期における保険加入の必要性・有効性や保険の種類を理解している
	ローン・クレジット	子ども同士でお金の貸し借りはしないようにする	ローン等の仕組みや留意点について理解する	貸与型の奨学金などローンの仕組みを理解し、返済方法や金利、延滞時の影響について考える 各種カードの機能や使用上の留意点を理解し、適切に行動する態度を身に付ける	奨学金を借りている場合、返済を延滞した場合の影響等を理解するとともに、自力で返済する意思をもち、返済計画を立てることができる ローンやクレジットは資金を費消してしまいやすいことに留意する クレジットカードの分割払いやリボルビング払いには手数料（金利）負担が生じる点に留意する ローンやクレジットの返済を適切に履行しない場合には、信用情報機関に記録が残り、他の金融機関等からも借入等が難しくなることを理解する	住宅ニーズを考慮したライフプランを描いている 現在とリタイア後の住宅ニーズを考慮したライフプランを着実に実行しつつある 住宅ローンの基本的な特徴を理解し、必要に応じ具体的知識を習得し返済能力に応じた借入れを組むことができる		リタイア後の生活の安定のために、必要に応じて負債と資産のバランスを見直せる
	資産形成商品	金利計算（単利）などを通じて、主な預金商品とその利息の違いについて理解する	リスクとリターンの関係について理解する 金利計算（複利）を理解し、継続して貯蓄・運用に取り組む態度を身に付ける	基本的な金融商品の特徴とリスク・リターンの関係について理解し、自己責任で金融商品を選択する必要があることを理解する リスク管理の方法や定期的に貯蓄・運用し続けることの大切さを理解する	自らの生活設計の中で、どのように資産形成をしていくかを考えている 様々な金融商品のリスクとリターンを理解し、自己責任の下で貯蓄・運用することができる 分散投資により リスク軽減が図れることを理解している 長期運用には「時間分散」の効果があることを理解している	リスクとリターンの関係を踏まえ、求めるリターンと許容できるリスクを把握している 長期・積立・分散投資のメリットを理解し、活用している	分散投資を行っていても、定期的に投資対象（投資する国や商品）の見直しが必要であることを理解している	自ら理解できない商品への投資はしない ノーリスク・ハイリターンをうたう金融商品に疑いをもつことができる 年齢やライフスタイルなどを踏まえ、投資対象の配分比率を見直す必要があることを理解している
	外部の知見の適切な活用	困ったときにはすぐに身近な人に相談する態度を身に付ける	トラブルに遭ったときの相談窓口に、必要に応じて連絡する方法を身に付ける	トラブルに対処できる具体的方法を学び、実際に行使できる技能を身に付ける	金融商品を利用する際に相談等ができる適切な機関等を把握する必要があることを認識している 金融商品を利用するに当たり、外部の知見を適切に活用する必要があることを理解している 金融商品の利用の是非を自ら判断するうえで必要となる情報の内容や、相談しアドバイスを求められる適切で中立的な機関・専門家等を把握し、的確に行動できる			

参考：金融教育プログラム　学校における金融教育の年齢層層別目標【改訂版】

3. 教科ではない金融経済教育における体系＜参考資料＞



参考：金融教育の年齢層別目標

4. 3体系の比較

- 3つは性格・位置づけは異なりますが、教育を体系化する上では「目的」「目標」「対象」を設定します。
- しまくとぅば教育を検討する際の観点として、各制度の考え方や構造を比較・整理します。

枠組	学校教育	日本語参照枠	金融教育
①目的	教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。 （教育基本法第１条）	国内外における日本語教育の質の向上を通して、共生社会の実現に寄与することを目的とする。 （報告「検討経緯」）	利用者側の金融リテラシーを向上させ、利用者の金融行動を改善する。（研究会報告）
②目標	教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。 （教育基本法第２条）	日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするための、日本語教育に関わる全ての人が参照できる、日本語学習、教授、評価のための枠組みである。 （その後具体的な効果を、①社会、②行政機関、③教育機関・日本語教師、④試験機関、⑤日本語学習者で示している） （報告「「日本語教育の参照枠」について」）	(1) 生活スキルとしての金融リテラシー (2) 健全で質の高い金融商品の供給を促す金融リテラシー (3) 我が国の家計金融資産の有効活用につながる金融リテラシー （研究会報告）
③前提にあたるもの	民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを実現する （教育基本法前文）	【言語教育観の柱】 １、日本語学習者を社会的存在として捉える ２、言語を使って「できること」に注目する ３、多様な日本語使用を尊重する ○CEFRの実践の成果や課題を踏まえて検討する （報告「検討経緯」）	身につけるべき金融リテラシー （１）行動面の重視 （２）最低限習得すべき金融リテラシーの共有 （３）体系的な教育内容のスタンダードの確立 （研究会報告）
④対象	学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校） （学校教育法第１条）	日本語を母語としない者（基本は成人）が第二言語または外国語として学ぶ場合の日本語 （報告「検討経緯」）	学校における取組みの定着とともに、社会人・高齢者に、より焦点を当てて推進。 （研究会報告）
⑤内容の大枠	教科と授業時数 （学校教育法施行規則）	６段階のレベル×５つの言語活動＝言語活動別の熟達度 （報告「「日本語教育の参照枠」について」）	最低限身に付けるべき金融リテラシーの4分野・15項目 （研究会報告）
⑥具体的な内容、手段	学習指導要領（学校種別）、学習指導要領解説 （各学校種の各教科ごと）	Can do＝言語能力記述文（約500項目） （報告「「日本語教育の参照枠」について」）	（社会人・高齢者）「最低限身に付けるべき金融リテラシー」を、年齢層別に、体系的かつ具体的に記した金融リテラシー・マップ（金融リテラシー・マップ） （学校）学校における金融教育の年齢層別目標（金融教育プログラム）
⑦教材	学校での使用が義務付けられる主たる教材である「教科書」は、学習指導要領・解説をもとに、民間の出版社が作成し、文部科学省の検定を経る。	出版社、教育機関、公的団体、そして現場の日本語教師など、多様な主体が制作・開発	金融経済教育推進機構が、小学生からシニア層まで、年齢層別に最低限身に付けるべき金融リテラシー習得できる「標準講義資料」を作成

参考：文部科学省　平成29・30・31年改訂学習指導要領（本文、解説）改訂のポイント「学習指導要領改訂の考え方」
：文化庁「日本語教育の参照枠　報告」文化審議会国語分科会
：金融経済教育推進機構（J-FLEC）「金融リテラシー・マップ」
：：金融経済教育研究会・報告書

5. しまくとぅば教育（仮）での検討事項

- しまくとぅば次世代実践方針検討委員会で検討する教育体系の枠組は、以下の通りとする。

  ①目的－②目標－③前提にあたるもの－④対象－⑤内容の大枠－⑥具体的な内容、手段－⑦教材

- ①から⑥までは総称である「しまくとぅば」により作成を進め、個別具体的な言葉は、⑦の教材にあたるものから具体的に検討する。

- 枠組の名称は、以下の通りとする。
  「しまくとぅば」＋「まなび／ならい／学習／教育／指導」＋「の」＋「体系／枠組／参照枠／参考枠」

資料５

しまくとぅば教育（仮）目的について

○ しまくとぅば教育（仮）の目的を以下の通りとする。

県内におけるしまくとぅば教育（仮）の質の向上を通して、しまくとぅばが次世代へ継承されることを目的とする。

○参考

・学校教育（教育基本法）

第１条　教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

・日本語教育の参照枠（報告「検討経緯」）

国内外における日本語教育の質の向上を通して、共生社会の実現に寄与することを目的とする。

・金融教育（研究会報告）

利用者側の金融リテラシーを向上させ、利用者の金融行動を改善する。

資料６

しまくとぅば教育（仮）の目標及び効果について

○ しまくとぅば教育（仮）の目標及び効果を以下の通りとする。

しまくとぅば教育（仮）は、その目的を実現するため、しまくとぅばによる見方・考え方を働かせ、しまくとぅばによる聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動及びこれらを結び付けた統合的な言語活動を通して、情報や考えなどを的確に理解したり適切に表現したり伝え合ったりする資質・能力を育成することを目標とする。また、しまくとぅば教育（仮）を進めることにより、次のような効果が期待できる。

１ 自分たちの身近な地域の自然、文化、歴史を学ぶことで、地域への愛着や誇りが育まれるとともに、場所に根差した教育の一環となる。

２ アクセントやイントネーション、単語が集落ごとに異なるしまくとぅばの広がりを知ることで、言葉の多様性を理解し、国際社会で必要とされる他者への寛容さや、共生への態度を身につける。

３ 言葉の発達と習得を促し、子どもたちの言語能力を高める。

○参考

・学校教育（教育基本法）

第２条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

・学校教育（学習指導要領：国語）

小学校・中学校：言葉による見方・考え方を働かせ，言語活動を通して，国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す

高等学校：言葉による～を通して，国語で的確に理解し効果的に表現する資質・能

力を次のとおり育成することを目指す

・学校教育（学習指導要領：外国語）

小学校：外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ，外国語による聞くこと，読むこと，話すこと，書くことの言語活動を通して，コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す

中学校：外国語による～言語活動を通して，簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を次のとおり育成することを目指す

高等学校：外国語による～言語活動及びこれらを結び付けた統合的な言語活動を通して，情報や考えなどを的確に理解したり適切に表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を次のとおり育成することを目指す

・日本語教育の参照枠（報告「「日本語教育の参照枠」について」）

日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするための、日本語教育に関わる全ての人が参照できる、日本語学習、教授、評価のための枠組みである。（その後具体的な効果を、①社会、②行政機関、③教育機関・日本語教師、④試験機関、⑤日本語学習者で示している）

・金融教育（研究会報告）

(1) 生活スキルとしての金融リテラシー

(2) 健全で質の高い金融商品の供給を促す金融リテラシー

(3) 我が国の家計金融資産の有効活用につながる金融リテラシー

資料７

しまくとぅば教育（仮）における「言葉の選択」の考え方について

○ しまくとぅば教育（仮）においてどの言葉を選択するかについては、しまくとぅば教育（仮）において、自分たちの身近な地域の自然、文化、歴史を学ぶことが必要であることから、教える場が所在する地域の言葉とすることが望ましい。